

# 令和元年度 第2回香取市農業委員会総会議事録

令和元年5月8日

5月8日(水)香取市農業委員会会長 伊藤 寛は、下記議案審議のため、農業委員会総会を佐原中央公民館3階大会議室に招集した。

- 日程第1 議案第1号 平成30年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)及び平成31年度、令和元年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)について
- 日程第2 議案第2号 農地法第3条の許可申請に係る下限面積の設定について
- 日程第3 議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 日程第4 議案第4号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請に対する意見について
- 日程第5 議案第5号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について
- 日程第6 議案第6号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について
- 日程第7 議案第7号 農用地利用集積計画の決定について
- 日程第8 議案第8号 農用地利用配分計画案に対する意見について
- 日程第9 議案第9号 農地法第5条の規定による許可処分の取消願について
- 日程第10 議案第10号 香取市農業振興地域整備計画の変更に関する意見について
- 日程第11 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 日程第12 報告第2号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の中途解約に係る通知について
- 日程第13 報告第3号 農地法施行規則第29条第1号に関する農地転用の届出について
- 日程第14 報告第4号 農地法の許可を要しない農地等の権利取得の届出について

1. 出席委員は18名で、その氏名は下記のとおり

1番	林	浩	3番	石	橋	清	勝			
4番	鈴	木	清	5番	篠	塚	正	則		
6番	遠	藤	宏	7番	寺	島	美	幸		
8番	片	野	壽	夫	9番	海	老	澤	武	
10番	富	澤	克	彦	11番	飯	森	孝		
12番	高	松	多	可	史	13番	鵜	澤	幹	司
14番	菅	谷	樹	雄	15番	林	藤	江		

16番 高 木 甚 一

17番 大 堀 潔

18番 栗 林 利 男

19番 伊 藤 寛

1. 欠席委員は1名、その氏名は下記のとおり

2番 平 川 君 子

事務局職員出席者

事務局長 椎 名 正 志

管理班長 高 橋 重 正

農地班長 櫻 井 廣 子

主 査 滑 川 典 文

主 査 高 橋 亮 太 郎

開会 午後 2時59分

議 長 それでは、本日の出席委員の確認をいたします。

本日の出席委員は、18名です。

欠席委員は、2番 平川君子委員。

したがいまして、委員の過半数が出席しておりますので、本日の総会は成立しております。

議 長 ただいまから、令和元年度第2回農業委員会総会を開会いたします。

これより、会議に入ります。

審議のほど、よろしく願いいたします。

---

◎議事録署名委員の選任

議 長 議事録署名委員の選出をいたします。

議長指名とさせていただきますと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

それでは、3番 石橋清勝委員、16番 高木甚一委員を指名いたします。

---

◎議案の提出

議 長 本日の提出議案について、お諮りいたします。

日程第1 議案第1号 ないし 日程第14 報告第4号を提案申し上げます。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

---

◎日程第1 議案第1号

議 長 日程第1 議案第1号を議題といたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局農地班長 議案第1号 平成30年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案) 及び平成31年度、令和元年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)について。令和元年5月8日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

事務局管理班長 平成30年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案) 及び平成31年度、令和元年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)について。本件に関しましては、本日の総会において議案第1号議案として提出させていただきました。本来ならば、4月にお諮りしている議案でございますが、本年度は農業委員改選の時期となったため、お諮りできませんでしたので、5月の議案案件とさせていただきます。

なお、この件につきましては、農林省からの通知によりまして、農業委員会は毎年度当該年度に行った活動の点検・評価を行うこと。またそれを踏まえて次年度の活動計画を作成することが農林省からの通知で決められております。

それでは、その平成30年度の活動の点検・評価(案)、これがお手元資料の議案書の1ページから8ページまで記してあります。また、これらを踏まえての今年度の活動計画(案)がこれに続く9ページから11ページとなります。

いずれも農林省から示された統一様式項目にそった形で記載してあります。

それでは、議案書1ページの

- 1、農業委員会の状況ですが、農林業センサスの数字を記入してあります。農林業センサスは、前回2015年に公表され5年後2020年度の調査で公表予定。
- 2、農業委員会の現在の体制につきましては、新体制後の現在の香取市農業委員会の定数等を記入してあります。

次に、担い手への農地の利用集積・集約化の1、現状および課題ですが、ご覧のとおり圃場整備が終っているところでは資産保有が強く規模拡大への意欲が進みにくい。

平成30年度の目標および実績ですが、今年度集積面積2,800ヘクタールに対しまして、約300ヘクタールの新規実績となっております。

3、目標の向けた活動ですが、ご覧のとおり4月から3月の1年間にかけて、基盤促進事業集積円滑化事業中間管理機構を活用による集積を農政課と連携して行うことといたしました。その活動実績からは、利用集積が図られました。

4、目標および活動に対する評価については、事業の活用により目標に近い集積が図られました。

3ページになります。新たに農業経営を営もうとする者の参入促進については、本年度は

新規参入者の相談数は少なく、親元就農や法人加入者が数多くなっております。

続いて、遊休農地に関する4ページであります。

遊休農地に関する措置に関する評価については、現状および課題について、ご覧のとおり  
の数値であり昨年度より遊休農地面積が約17ヘクタール増加しているものの平成30年度の  
目標及び実績の解消面積は、少数であるが努力しているものであります。

2の目標の達成に向けた活動に関しては、この4月4日、農地担当職員が説明したとおりの  
活動計画といたします。

目標及び活動に対する評価については、平成30年度の数値は2割以上。これは26.33パー  
セントとなりましたが、農家の高齢化の歯止めは利かず今後も様々な問題が懸念されると思  
われます。

違反転用への適正な対応。

現状及び課題、平成30年度の実績についてですが見てのとおり現状維持の数字となってお  
ります。

昨年度は、0.4ヘクタール増えております。

活動計画・実績及び評価については、農地パトロールによる未然防止が発生抑制に繋がっ  
ているものと思われま。

続いて、6ページから8ページであります。

農地法等によりその権限に属された事務に関する点検。

農地法第3条に基づく許可事務、農地転用に関する事務、農地所有適格法人からの報告へ  
の対応、情報の提供等、地域農業者等からの主な要望・意見及び対処内容、事務の実施状況  
の公表等については、以下のとおりとなっております。

以上で、ございます。よろしくご審議お願いいたします。

続いて、9ページからでございます。

平成31年度、令和元年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）について、ご覧くだ  
さい。

活動計画は、香取市農業委員会、農地等利用の最適化の指針に基づき具体的な年度目標及  
び活動計画を定めるものです。

農家・農地等の概要は先に説明した農林業センサスの数値を記入してございます。

続いて、農業委員会の現在の体制につきましては、先ほど発表しましたとおりの現状の数  
値で記入してあります。

続いて、10 ページですが担い手への農地の利用集積・集約化。現状及び課題についてと平成 31 年度、令和元年度の目標及び活動計画につきましては、平成 30 年度評価と実績から以下の数値させていただきました。

昨年度の実績が、新規集積面積が概ね 300 ヘクタールということで、30 年度の実績 2.800 ヘクタールからその 300 ヘクタールを積み上げた数値となっておりますので、合計 3,100 ヘクタールでございます。

活動計画につきましては、農業委員さん、農地利用最適化推進委員さん、地域における担い手である認定農業者への農地集積にかかる利用調整活動を引き続き行っていただくこととなります。

また、農業経営基盤強化促進事業の売買制度を活用し、担い手への農地の集積を促進する。農政課との連携になりますが、農地利用集積円滑化事業の活用及び農地中間管理機構との連携による農地中間管理事業の活用を推進してまいります。

10 ページ目の中段になります。

新たな農業経営を営もうとする者の参入促進。

現状及び課題については、過去 3 年間の現状はご覧のとおりでございます。

平成 31 年度、令和元年度の目標及び活動計画でございますが、個人・法人合わせて目標数を 6 経営体とさせていただきました。

参入面積も 5 ヘクタールで、これは昨年同様の目標数値となります。

活動計画につきましては、皆様方のご協力のおかげにより、昨年度末の実績で生産法人組織が 55 集落で人・農地プランの策定がなされ大きく計画が進んでおります。そこで、本年度におきましても策定地域内の中心的経営体を明確に確保する意味合いも含め、集落営農組織の設立に向けて事業の説明会を実施していただくということになります。

続いて 11 ページ、遊休農地に関する措置。

現状および課題ですが、遊休農地に関しては年々少しずつ増加している傾向にあります。

要因に関しましては、農業者の高齢化や担い手不足が主な原因で、併わせて昨年ご指摘をいただきました農業所得の低減も理由の一つに加えさせていただきます。

2 の平成 31 年度、令和元年度の目標および活動計画ということで、遊休農地の解消目標面積を昨年同様の 30 ヘクタールとさせていただきます。

今年度も荒廃農地調査を実施いたしますが、調査におきましては今年度もどうかよろしくお願いいたします。

なお、昨年同様に8月総会終了後に農地・農地班担当による説明会を実施する予定でございます。

続いて、違反転用への適正な対応。

最後に違反転用での適正な対応ということで、本市におきましては違反転用物件とされた物は合計で2.8ヘクタールとなっています。この数字は、28年度からの継続数値となっております。29年度は、0.4ヘクタール増となっております。日常的な違反転用の防止に関しましては、個々の農地パトロール事前審査会の農地パトロール等を行っておりますが、発生の未然防止、早期発見等を実施し、なるべく発生がおきないように今年度も昨年同様取り組みたいと考えております。

活動計画案の説明は以上でございます。

また、今後のスケジュールとしましては、本日の5月総会で承認結果を得たのち、これらについての地域の農業者等から意見や要望を募集するために、速やかに本案を公表したいと思っております。期間は30日間であります。公表の方法は、香取市ホームページへの掲載および事務局窓口への備え付けによります。そして、その間に寄せられました意見・要望について整理をし、再度6月農業委員会総会にお諮りをいたします。そこで、決定されたものが最終的に平成30年度活動の点検・評価、また平成31年度・令和元年度の活動計画となります。

報告は以上でございます。よろしく、ご審議のほどお願いいたします。

議長 これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第1号は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。

よって、議案第1号は、原案のとおり決定いたします。

---

◎日程第2 議案第2号

議長 日程第2 議案第2号を議題といたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局農地班長 議案第2号 農地法第3の許可申請に係る下限面積の設定について。下記のとおり農地法第3条第2項第5号の規定による農業委員会が定める別段の面積（下限面積）の設定について審議を求める。令和元年5月8日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。議案の概要を説明いたします。

議案第2号は下限面積の設定でございます。

農地法第3条第2項第5号に下限面積の規定があり、北海道を除く都府県については50アール以上とされております。

農業委員会は農林水産省令で定める基準に従い、市町村の区域内全部または一部において、これらの面積の範囲内で別段の面積を定め、これを公示したとはその面積を下限の面積として設定できることになっております。

つきましては、今年度、香取市の下限面積（別段の面積）の設定について、以下のとおり提案するものであります。

農地法第3条第2項第5号の規定に基づく下限面積について、香取市は現在50アール以上としております。

令和元年度につきましても、以下の理由により50アール以上とします。

- (1) 2015 農林業センサスで経営面積が50アール以上の農地保有農家が市内全農家数の9割を超えているため。
- (2) 管内の荒廃農地率が4パーセント台と比較的低いため。

以上です。ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。

議 長 これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第2号は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第2号は、原案のとおり決定いたします。

◎日程第3 議案第3号

議長 日程第3 議案第3号を議題といたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局農地班長 議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について。下記のとおり農地法第3条の規定による許可申請書の提出があったので、許可について審議を求める。令和元年5月8日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

議案の概要を説明いたします。

ページは13ページから18ページで、整理番号は1番から12番までです。

整理番号1番、7番、8番、9番、11番および12番は関連案件で、譲受人が営農型太陽光発電施設設置のため、農地を借受けるものです。この6件につきましては、5条の一時転用の許可申請も要する案件でありますので、本総会で3条、5条併せて提出されています。

整理番号2番は、譲渡人が農業経営廃止のため、譲受人に売買による所有権移転をするものです。

整理番号3番は親子間の贈与により、農業後継者に所有権移転するものです。

整理番号4番、5番、6番および10番は譲受人が農業経営の規模拡大を図るため売買により所有権移転を受けるものです。

以上、12件でございます。

ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。

議長 次に、事前審査会の報告をお願いいたします。

第1班 班長 林 藤江委員。

15番林委員 去る、4月25日、木曜日、午後1時30分より市役所501会議室において、第1班の事前審査会を開催いたしました。

提出されました農地法第3条の案件は12件でありました。

案件について、写真および書類により審査を実施いたしました。

それでは、審査結果について報告いたします。

議案第3号の案件については、農地法第3条第2項規定の不許可の項目に該当せず、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件を満たしており、権利取得後も適切な管理が行われるものと考えます。

したがって、許可が妥当であるとの結論に達しました。

ただし、整理番号1番、7番、8番、9番、11番および12番につきましては、農地法第5条の一時転用許可も関連する案件でありますので、議案第6号での農地法第5条の規定による許可申請の意見について、あわせて審議を要するものと考えます。

詳細につきましては、担当農業委員より説明お願いいたします。

議長 次に、担当委員の意見を伺います。

整理番号1番について、1番 林 浩委員。

1番林委員 整理番号1番について、吉野推進委員と現地調査を行った結果を説明いたします。

本案件については、整理番号7・8・9・11・12番案件と、譲受人が同一であります。

この申請は、譲受人が農地所有適格法人として、農業経営の規模拡大、および経営形態の多様化を図るため、賃借権の設定を行うものであります。

申請地では、営農型の太陽光発電施設を計画しており、パネルの下の農地には、陰性植物である「みょうが」を作付けする予定であります。

譲受人は、主に〇〇地域で営農をしており、農地の維持管理については、支障ないと思われませんが、申請土地においては太陽光発電の設備について、農地法第5条の一時転用許可申請が、議案第6号 整理番号1番において、今回同時に上程され関連があることから本総会において、議案第6号 整理番号1番が許可相当との意見を附して進達することに決定された場合、農林水産省からの平成12年の「農地法関係事務に係る処理基準」、および平成30年の「営農型発電設備の設置についての農地法第3条の許可の取り扱い」の通知により、「農地法第5条の許可と同日付で、3条許可を行うこと」と規定されているため、千葉県知事の処分と同様の処分に合わせる必要性があることから、最終決定については、会長専決により処理してはどうか提案いたします。

以上、調査報告を終わります。

議長 整理番号2番から6番の5件について、5番 篠塚正則委員。

5番篠塚委員 整理番号2番について、本宮推進委員と現地調査を行った結果を説明いたします。

この申請は、譲渡人は相続にて取得したものの遠隔地居住で、農業経営を行っていないため農地を処分したい意向があり、譲受人は自作地から近い農地を取得し規模拡大を図りたい意向があり、売買による所有権移転の協議が整ったものです。

このことから、所有権移転後も農地の良好な維持管理が行われると思われれます。

したがって、取得要件を満たしており許可が妥当と判断をいたします。

続きまして、整理番号3番について。

この申請は、父親が高齢のため後継者である子が贈与により所有権移転を受けるものです。親子間の贈与であり、今後も適正な農地の維持管理が行われると思われることから、取得要件を満たしており許可が妥当と判断をいたします。

続きまして、整理番号4番について。

この申請は、譲受人が自宅および自作地に近い農地を取得し規模拡大を図りたい意向があり、譲渡人と売買による所有権移転の協議が整ったものです。

このことから、所有権移転後も農地の良好な維持管理が行われると思われま

すが、取得要件を満たしており許可が妥当と判断をいたします。

続きまして、整理番号5番および6番は、譲受人が同一であるため一括して説明いたします。

これらの申請は、いずれの譲渡人も農業経営の縮小のために、農地を売り渡し譲受人は農業経営の規模拡大を図るため、農地を取得するものでありお互いに協議が整ったため売買を行おうとするものです。

申請地は、譲受人が現在耕作している農地に近く、耕作の利便も良いことから取得要件を満たしており許可が妥当と判断をいたします。

以上、調査報告を終わります。

議 長 整理番号7番から9番の3件について、7番 寺島美幸委員。

7番寺島委員 整理番号7番、8番および9番について、現地調査等を行った結果を説明いたします。

整理番号7番、8番および9番については、譲受人が同一であるため一括して説明いたします。

なお、本案件は1番・11番・12番案件と譲受人が同一であります。

この申請は、譲受人が農地所有適格法人として、農業経営の規模拡大および経営形態の多様化を図るため賃借権の設定を行うものであります。

申請地では、営農型の太陽光発電施設を計画しており、パネルの下の農地には陰性植物である「みょうが」を作付けする予定であります。

譲受人は、主に栗源地域で営農しており農地の維持管理については、支障ないと思われませんが申請土地においては太陽光発電の設備について、農地法第5条の一時転用許可申請が議案第6号 整理番号3番、4番および5番において、今回同時に上程され関連があることか

ら、本総会において議案第6号 整理番号3番、4番および5番が許可相当との意見を附して進達することに決定された場合、農林水産省からの平成12年の「農地法関係事務に係る処理基準」、および平成30年の「営農型発電設備の設置についての農地法第3条の許可取り扱い」の通知により、「農地法第5条の許可と同日付で、3条許可を行うこと」と、規定されているため、千葉県知事の処分と同様の処分に合わせる必要性があることから、最終決定については、会長専決により処理してはどうか提案いたします。

以上、調査報告を終わります。

議長 整理番号10番について、10番 富澤克彦委員。

10番富澤委員 整理番号10番について、現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請は、譲受人が自宅および自作地に近い農地を取得し、規模拡大を図りたい意向があり譲渡人と売買による所有権移転の協議が整ったものです。

このことから、所有権移転後も農地の良好な維持管理が行われると思われま

したがって、取得要件を満たしており許可が妥当と判断をいたします。

以上、調査報告を終わります。

議長 整理番号11番、12番の2件について、13番 鶴澤幹司委員。

13番鶴澤委員 整理番号11番および12番につきまして、齋藤推進委員と現地調査等を行った結果を説明いたします。

整理番号11番および12番につきましては、譲受人が同一であるため一括して説明をいたします。

なお、本案件は1・7・8・9番案件と、譲受人が同一であります。

この申請は、譲受人が農地所有適格法人として、農業経営の規模拡大および経営形態の多様化を図るため、賃借権の設定を行うものであります。

申請地では、営農型の太陽光発電施設を計画しており、パネルの下の農地には陰性植物である「みょうが」を作付けする予定であります。

譲受人は、主に栗源地域で営農しており農地の維持管理については、支障ないと思われま

すが申請土地においては、太陽光発電の設備について、農地法第5条の一時転用許可申請が議案第6号 整理番号56番および61番において、今回同時に上程され関連があることから、本総会において議案第6号 整理番号56番および61番が許可相当との意見を附して進達することに決定された場合、農林水産省からの平成12年の「農地法関係事務に係る処理基準」、および平成30年の「営農型発電設備の設置についての農地法第3条の許可の取り扱い」の通

知により、「農地法第5条の許可と同日付で、3条許可を行うこと」と、規定されているため、千葉県知事の処分と同様の処分に合わせる必要性があることから、最終決定については会長専決により処理してはどうか提案いたします。

以上、調査報告を終わります。

議 長 これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

18番栗林委員 会長専決の意味の内容を教えてください。

事務局 農地法第5条一時転用許可になった後、農地法第3条の許可を会長専決で許可書を作成するとのことになります。

議 長 それでは、再度質疑伺います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第3号については、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第3号については、原案のとおり決定いたします。

---

#### ◎日程第4 議案第4号

議 長 日程第4 議案第4号を議題といたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局農地班長 議案第4号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請に対する意見について。下記のとおり、農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請書の提出があったので、県への通知に係る意見について審議を求める。令和元年5月8提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

議案の概要を説明します。

整理番号は1番から3番で、ページは19ページから20ページです。

整理番号1番および2番は、砂利搬出路用地の一時転用期間延長の申請です。

整理番号3番については、砂利採取および搬出入路用地の一時転用期間延長の申請です。

以上、3件でございます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長 次に、事前審査会の報告をお願いします。

第1班 班長 林 藤江委員。

15番林委員 事前審査会の審査結果について、報告いたします。

提出されました農地法第5条計画変更承認申請の案件は3件であります。

整理番号1番から3番について、書類等で審査をした結果、申請の用途に供することの確実性について問題ないとの意見でございます。承認相当の意見進達が妥当であるとの結論に達しました。

詳細につきましては、担当農業委員より説明をお願いします。

議長 次に、担当委員の意見を伺います。

整理番号1番、2番の2件について、4番 鈴木 清委員。

4番鈴木委員 整理番号1番、2番につきましては、関連案件ですので、一括して津宮の鈴木推進委員と一緒に現地調査を行った結果を説明します。

場所については、〇〇〇〇〇〇から〇〇〇〇方面上がりまして〇〇メートルほど進みますと、〇〇〇〇〇〇〇〇脇が〇〇〇〇場所です。そこから〇〇メートルから〇〇メートル進んだ所が当該地でございます。

譲受人は、〇〇〇〇〇〇に本店のある砂利採取等の事業を営む法人です。

この申請は、平成31年6月30日まで砂利搬出路用地としての一時転用許可を受けている申請地について、事業の継続により同じ用途で1年間延長するものです。

なお、事業内容に変更はなく、本申請は農地法第5条第1項の要件を満たしており、特に問題ないものと考えます。

以上、調査報告を終わります。

議長 整理番号3番について、18番 栗林利男委員。

18番栗林委員 整理番号3番について、現地調査等を行った結果を説明します。

場所は、〇〇〇〇〇〇を〇〇方面へ向かって〇〇〇〇〇〇があります。それを左にずっと入って毛成の方に奥に入って、さらに田んぼを山沿いの入って行き、それより山の中です。

譲受人は、〇〇〇〇〇〇〇〇に本店のある砂利などの採掘等の事業を営む法人です。

実際の事業所は現地になっております。

この申請は、平成31年6月30日まで砂利採取および搬出入路用地としての一時転用許可を受けている申請地について、事業の継続により同じ用途で1年間延長するものです。

なお、事業内容に変更はなく、本申請は農地法第5条第1項の要件を満たしており、特に問題ないものと考えます。

ただ、この現地そのものは田んぼにより近い所で採取しています。いろいろ問題が起きないように、本社の方へ要望しながら業者と話をしています。何か起きた場合は、それは保障してくれという話をしております。

以上、調査報告を終わります。

議 長 これより、質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第4号は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第4号は、承認相当との意見を附して進達することに決定いたします。

---

#### ◎日程第5 議案第5号

議 長 日程第5 議案第5号を議題といたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局農地班長 議案第5号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について。下記のとおり、農地法第4条の規定による許可申請書の提出があったので、県への通知に係る意見について審議を求める。令和元年5月8提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

議案の概要を説明します。

ページは21ページ、整理番号1番です。

整理番号1番について、転用目的は営農型太陽光発電施設用地です。

申請地の農地区分は、農用区域内農地ではありますが、不許可例外事由Cであります申請に係る農地を仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するために行うものであって、当

該利用の目的を達成する上で当該農地を供することが必要であると認められるものおよび農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼさないことに該当します。

以上、1件でございます。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 事前審査会の審査報告をお願いします。

第1班 班長 林 藤江委員。

15番林委員 事前審査会の審査結果について、報告をいたします。

提出されました農地法第4条の案件は1件であります。

整理番号1番について、写真および書類等で審査した結果、申請の用途に供することの確実性には問題ないとの意見であり、許可相当の意見進達が妥当であるとの結論に達しました。

詳細につきましては、担当農業委員より説明をお願いいたします。

議 長 次に、担当委員の意見を伺います。

整理番号1番について、7番 寺島美幸委員。

7番寺島委員 整理番号1番について、現地調査等を行った結果を説明いたします。

〇〇〇〇を〇〇方面へ向かい〇〇〇〇〇〇を過ぎた次の〇〇を右折しますと、〇〇方面へ抜ける道になります。そのの上り坂を〇〇メートルほど上った先の左側になります。

申請人は、市内に本店のある農地所有適格法人ですが、申請地でみょうがの作付けをし、一時的に支柱を建てた地上で太陽光発電施設の設置をすることで、安定収入を確保する計画をしたものです。

また、隣接農地所有者からの同意を受けており、資金計画についても適切であると思われることから、本申請は農地法第4条第1項の要件を満たしており、特に問題ないものと考えます。

以上、調査報告を終わります。

議 長 これより、質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第5号 整理番号1番については、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第5号 整理番号1番については、許可相当との意見を附して進達することに決定いたします。

---

◎日程第6 議案第6号

議 長 日程第6 議案第6号を議題といたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局農地班長 議案第6号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について。下記のとおり、農地法第5条の規定による許可申請書の提出があったので、県への通知に係る意見について審議を求めます。令和元年5月8日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

議案の概要を説明します。

ページは22ページから44ページ、整理番号は1番から63番です。

整理番号1番、3番、4番、5番、56番、61番は、既に3条で説明いたしましたとおり、関連案件でございます。転用目的は、営農型太陽光発電施設用地で、権利の内容は賃借権設定です。申請地の農地区分は農用地区域内農地ではありますが、不許可例外事由Cに該当します。

整理番号2番、転用目的は、長屋住宅用地で、権利の内容は所有権移転です。

申請地の農地区分は第一種農地ですが、不許可例外事由Iであります住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住するものの日常生活上または業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものに該当します。

整理番号6番、転用目的は専用住宅用地、権利の内容は使用貸借権設定です。

申請地の農地区分は、都市計画用途地区内の第一種住居地域のため第3種農地です。

整理番号7番、転用目的は専用住宅用地、権利の内容は所有権移転です。

申請地の農地区分は、都市計画用途地区の第一種中高層住宅専用地域のため第3種農地です。

整理番号8番から51番は同一事業であります。44件です。転用目的は太陽光発電施設用地、権利の内容は地上権設定です。

申請地の農地区分は、第2種農地に該当します。

整理番号 52 番から 53 番は同一事業です。転用目的は事務所用地、権利の内容は所有権移転です。

申請地の農地区分は第 1 種農地ではありますが、不許可例外事由 I に該当します。

整理番号 54 番、転用目的は貸駐車場用地、権利の内容は所有権移転です。

申請地の農地区分は第 1 種農地ではありますが、不許可例外事由 I に該当します。

整理番号 55 番、転用目的は駐車場用地、権利の内容は所有権移転です。

申請地の農地区分は第 1 種農地ではありますが、不許可例外事由 I に該当します。

整理番号 57 番から 58 番は同一事業です。転用目的は太陽光発電施設用地、権利の内容は整理番号 57 番が賃借権設定、58 番が所有権移転です。

申請地の農地区分は第 2 種農地に該当します。

整理番号 59 番から 60 番、転用目的は太陽光発電施設用地、権利の内容は賃借権設定です。

申請地の農地区分は第 2 種農地に該当します。

整理番号 62 番、転用目的は専用住宅用地、権利の内容は所有権移転です。

申請地の農地区分は第 1 種農地ではありますが、不許可例外規定 I に該当します。

整理番号 63 番、転用目的は太陽光発電施設用地、権利の内容は地上権設定です。

申請地の農地区分は、第 2 種農地です。

以上、63 件でございます。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長 次に、事前審査会の審査報告をお願いします。

第 1 班 班長 林 藤江委員。

1 5 番林委員 事前審査会の審査結果について、報告をいたします。

提出されました農地法第 5 条の案件は 63 件であります。

整理番号 1 番、同一事業であります整理番号 8 番から 51 番については、現地確認をし、その他の案件については写真および書類等で審査いたしました。

書類等で審査した案件については、農地法第 5 条許可申請の要件を満たしているものと考えられ、申請の用途に供することの確実性について問題なく、許可相当の意見進達が妥当であるとの結論に達しました。

次に、現地調査案件については、調査の結果から他の農地に被害を及ぼす影響もなく、許可相当の意見進達が妥当であるとの結論に達しました。

詳細につきましては、担当農業委員より説明をお願いいたします。

議 長 議案第6号については、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づく議事参与の制限に係る事案がありますので、当該事案を分離して審議いたします。

まず、議案第6号 整理番号36番について、審議いたします。

審議が終了するまでの間、○番 ○○○○委員の退場を求めます。

(○番 ○○委員 退場)

議 長 整理番号36番について、8番 片野壽夫委員。

8番片野委員 整理番号36番について、現地調査等を行った結果を説明申し上げます。

なお、整理番号8番から51番まで、すべて同一案件となります。

場所ですが、○○○○○を○○方面へ向かって○キロほど行きますと、○○の○○○があります。その○○○を右折しまして○キロほど行った左手奥になります。

この位置は長年にわたって遊休農地となっていた場所です。

譲受人は、○○○○○に本店のある電気通信事業や電気供給事業などを営む法人ですが、申請地を有効活用し再生可能エネルギーでの電力供給を長期的に運用するため、太陽光発電設備を設置する計画をしたものです。

申請地では、埋立て等を行わず整地をいたします。

用水の利用はなく、排水については、汚水・雑排水の発生はありません。

雨水は現地で貯留し流量を抑制して排水施設に放流する計画で、接続先の水利組合および関係者と協議を行っております。

また、隣接農地には、土手を設けることで土砂の流出の防止を図ります。

なお、土地改良区区域外であり資金計画も適切と考えられるため、本申請は農地法第5条第1項の要件を満たしており、特に問題ないものと考えます。

以上、調査報告を終わります。

議 長 これより、質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第6号 整理番号36番については、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第6号 整理番号36番については、原案のとおり決定いたします。

○番 ○○○○委員の入場を許可します。

(○番 ○○委員 入場・着席)

議 長 次に、担当委員の意見を伺います。

整理番号1番について、1番 林 浩委員。

1番林委員 整理番号1番について、吉野推進委員と現地調査を行った結果を説明します。

場所の説明をします。

○○○○の近くで○○○○○○の農場および倉庫の近くになります。

譲受人は、市内に本店のある農地所有適格法人ですが、申請地でみょうがの作付けをし、一時的に支柱を建てた地上で太陽光発電施設の設置をすることで、安定収入を確保する計画をしたものです。

また、隣接農地所有者からの同意を受けており資金計画についても適切であると思われることから、本申請は農地法第5条第1項の要件を満たしており、特に問題ないと考えます。

以上、調査報告を終わります。

議 長 整理番号2番について、3番 石橋清勝委員。

3番石橋委員 整理番号2番について、木内推進委員と現地調査を行った結果を説明申し上げます。

申請地は、○○○○○○○○より○○○方面へ○キロ位、○○○右手に行くところ、その○○○を左側○○○方面へ約○○メートル位行った所であります。

申請地は、現在南側は宅地、北側は水田として耕作しております。

申請地は、現在休耕田となっております。

譲受人は、申請地を有効活用し安定収入を得るため住環境の整っている申請地に長屋住宅を建築する計画をしたものです。

申請地では埋立てを行わず、砕石を敷き整地をします。

用水は市営上水道を利用、排水については、雨水は浸透枡により敷地内浸透処理およびオーバーフローは側溝へ放流し、汚水・雑排水は合併浄化槽で処理後側溝へ放流します。

また、隣接農地には、コンクリートブロックを設けることで、土砂流出の防止を図ります。

なお、土地改良区から転用同意を受けており、資金計画も適切と考えられるため、本申請は農地法第5条第1項の要件を満たしており、特に問題ないものと考えます。





譲受人は、市内に本店のある建設業などを営む法人ですが、現在の事務所が手狭となったため、新たに事務所を建築する計画をしたものです。

申請地では、周囲と高さを合わせるため、40センチ程度埋立てをしますが、既に申請地の一部を駐車場として利用していたため始末書が添付されております。

用水は、市営上水道を利用、排水については、雨水は浸透枡により敷地内浸透処理とし、汚水・雑排水は、合併浄化槽で処理後、側溝へ放流します。

また、隣接農地は申請地より若干高いため土砂流出の影響はありません。

なお、土地改良区区域外であり、資金計画も適切と考えられるため、本申請は農地法第5条第1項の要件を満たしており、特に問題ないものと考えます。

以上、調査報告を終わります。

議長 整理番号 54 番について、11 番 飯森 孝委員。

1 1 番飯森委員 整理番号 54 番について、高木推進委員さんと現地調査等を行った結果を説明申し上げます。

場所は、〇〇〇〇〇〇と〇〇〇〇〇〇の〇〇〇〇〇の〇〇〇〇のその〇〇を〇〇方面へ〇〇キロ位行きますと、〇〇〇〇〇があります。そのところを左折し〇〇メートル位行った所の左側です。

譲受人は、市内で〇〇〇〇〇〇を営んでいる会社の役員ですが、今後会社の〇〇〇〇が増加する見込みがあるところ、既存の〇〇〇〇に空きがないため、新たに駐車場を整備し会社に貸す計画をしたものです。

申請地では、周囲と高さを合わせるため1メートル程度埋め立てをします。

用水の利用はなく、排水については、雨水は集水枡を設置し排水路へ放流し、汚水・雑排水の発生はありません。

また、隣接農地には、柵渠を設けることで土砂流出の防止を図ります。

なお、土地改良区から転用同意を受けており、資金計画も適切と考えられるため、本申請は農地法第5条第1項の要件を満たしており、特に問題ないものと考えます。

以上、調査報告を終わります。

議長 整理番号 55 番について、12 番 高松多加可史委員。

1 2 番高松委員 整理番号 55 番について、現地調査を行った結果を説明申し上げます。

なお、山田推進委員には申請した行政書士と親戚であるため、行政書士に場所の説明をするようお願いしました。

譲受人は、現在、自家用車など4台の車両を保有しておりますが、近隣に2台分の駐車スペースを借りていたところ、今後借りることができなくなったため、自宅隣接地である申請地に駐車場を設ける計画をしたものです。

申請地では、埋立て等を行わず整地します。

用水の利用はなく、排水については、雨水は敷地内自然浸透処理とし、汚水・雑排水の発生はありません。

また、隣接農地にはブロックを設けることで土砂流出の防止を図ります。

なお、土地改良区区域外であり、資金計画も適切と考えられるため、本申請は農地法第5条第1項の要件を満たしており、特に問題ないものと考えます。

以上、調査報告を終わります。

議長 長 整理番号56番から61番の6件について、13番 鶴澤幹司委員。

13番鶴澤委員 整理番号56番について、現地調査等を行った結果を説明いたします。

なお、齋藤推進委員におかれましては、地図で確認をいただいております。

場所ではありますが、〇〇〇〇〇〇〇より〇〇方面に向かいますと。〇〇〇〇〇〇〇がございいます。その〇〇を右折約〇〇メートルほど行くと、〇〇〇がございいます。そこを左折、約〇〇メートルちょっとですか、その左側にこの案件の場所になります。

譲受人は、市内に本店のある農地所有適格法人ですが、申請地でみょうがの作付けをし、一時的に支柱を建てた地上で太陽光発電施設の設置をすることで、安定収入を確保する計画をしたものです。

また、隣接農地所有者からの同意を受けており、資金計画についても適切であると思われることから、本申請は農地法第5条第1項の要件を満たしており、特に問題ないものと考えます。

以上、調査報告を終わります。

続きまして、整理番号57番、58番は関連案件、また59番、60番につきましても所在地が近く、事業内容も同一でありますので、一括して齋藤推進委員と現地調査等を行った結果を説明申し上げます。

まず、場所ではありますが、〇〇〇〇〇〇〇〇より〇〇方面に向かいますと〇〇〇の〇〇〇左側にございいます。その先を少し行くと左に入る道がございいます。そこを約〇〇メートルほど行きますと、右手に〇〇がございいます。その〇〇の反対側に入る細い道がありますが、そこを入っていただいた突き当たりの場所になります。

譲受人は、市内に本店のある〇〇〇〇〇や太陽光発電事業などを営む法人であります、申請地を有効活用し安定収入を得るため、太陽光発電設備を設置する計画をしたものであります。

申請地では造成、埋立て等はいりません。

用水の利用はなく、排水については、雨水は敷地内自然浸透処理とし、汚水・雑排水の発生はありません。

また、隣接農地には周囲にフェンスおよび土嚢を設置することで、土砂流出の防止を図ります。

なお、土地改良区区域外であり、資金計画も適切と考えられるため、本申請は農地法第5条第1項の要件を満たしており、特に問題ないものと考えます。

以上、調査報告を終わります。

続きまして、整理番号61番について、齋藤推進委員と現地調査等を行った結果を説明いたします。

場所ではありますが、先ほどの場所より少し〇〇方面に行きますと、〇〇〇〇〇がございす。そこから〇〇〇〇〇方面に〇〇メートル位行った先を左折します。そこから〇〇メートルありますかね、その左側になります。

事業内容につきましては、整理番号56番と同様になり、特に問題ないものと考えます。

以上、調査報告を終わります。

議長 整理番号62番について、18番 栗林利男委員。

18番栗林委員 整理番号62番について、根本推進委員と現地調査等を行った結果を説明申し上げます。

場所は、〇〇〇〇〇〇を〇〇方面へ向かって〇〇〇〇所のすぐ隣り〇メートル位離れた所です。

譲受人は、現在実家住まいですが、手狭となったため申請地に専用住宅を建築する計画をしたものです。

申請地では周囲と高さを合わせるため、1メートル程度埋立てをします。

用水は市営上水道を利用、排水については、雨水および汚水・雑排水は、合併浄化槽で処理後、側溝へ放流します。

また、隣接農地には土留めを設けることで、土砂流出の防止を図ります。

なお、土地改良区より同意を受けており、資金計画も適切と考えられるため、本申請は農



することに決定いたします。

---

◎日程第7 議案第7号

議長 日程第7 議案第7号を議題といたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局農地班長 議案第7号 農用地利用集積計画の決定について。下記のとおり農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について審議を求める。  
令和元年5月8日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

議案の概要を説明します。

令和元年度第2次農用地利用集積計画は、整理番号1番から73番です。ページは44ページから77ページです。

所有権移転が3件、31,583㎡で、すべて田です。

次に、賃借権設定の新規が25件、84,600㎡、このうち田が58,593㎡、畑が26,007㎡です。

次に、再設定22件、109,813.6㎡、このうち田が96,520.6㎡、畑が13,293㎡です。

次に、農地中間管理機構分について、使用賃借権設定の新規が10件、18,269㎡、すべて田です。

次に、賃借権設定の新規13件、56,958㎡、すべて田です。

以上73件の第2次農用地利用集積計画については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長 議案第7号については、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づく議事参与の制限に係る事案がありますので、当該事案を分離して審議いたします。

まず、議案第7号 整理番号12番、50番、68番について、審議いたします。

審議が終了するまでの間、○番 ○○ ○委員、○番 ○ ○○委員の退場を求めます。

(○番 ○○委員、○番 ○委員 退場)

議長 これより、質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第7号 整理番号12番、50番、68番については、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第7号 整理番号12番、50番、68番については、原案のとおり決定いたします。

○番 ○○ 〇委員、○番 ○ ○○委員の入場を許可します。

(○番 ○○委員、○番 ○委員 入場・着席)

議 長 同じく議案第7号 整理番号1番から11番、13番から49番、51番から67番、69番から73番までの70件について、審議いたします。

次に、ただいま分離して審議した議案第7号の3件を除く70件について、審議します。

議 長 これより、質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

ただいま分離して審議した議案第7号の3件を除く70件について、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、ただいま分離して審議した議案第7号の3件を除く70件については、原案のとおり決定いたします。

---

#### ◎日程第8 議案第8号

議 長 日程第8 議案第8号を議題といたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局農地班長 議案第8号 農用地利用配分計画案に対する意見について。下記のとおり農

地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定による農用地利用配分計画案に対する意見を求める。令和元年 5 月 8 日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

議案の概要を説明します。

整理番号 1 番から 12 番で、ページは 78 ページから 85 ページです。

使用貸借権設定の新規 5 件、18,269 m<sup>2</sup>、すべて田です。

賃借権設定の新規 7 件、56,958 m<sup>2</sup>、すべて田です。

以上 12 件の農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 4 項の各要件を満たしていると考えます。

ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

議 長 議案第 8 号については、農業委員会等に関する法律第 31 条の規定に基づく議事参与の制限に係る事案がありますので、当該事案を分離して審議いたします。

まず、議案第 8 号 整理番号 6 番、12 番について、審議いたします。

審議が終了するまでの間、○番 ○○ ○委員、○番 ○○○○委員の退場を求めます。

(○番 ○○委員、○番 ○○委員 退場)

議 長 これより、質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第 8 号 整理番号 6 番、12 番については、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第 8 号 整理番号 6 番、12 番については、原案のとおり決定いたします。

○番 ○○ ○委員、○番 ○○○○委員の入場を許可します。

(○番 ○○委員、○番 ○○委員 入場・着席)

議 長 次に、ただいま分離して審議した議案第 8 号の 2 件を除く 10 件について、審議いたします。

これより、質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

ただいま分離して審議した議案第8号の2件を除く10件について、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、ただいま分離して審議した議案第8号の2件を除く10件は、原案のとおり決定いたします。

---

◎日程第9 議案第9号

議 長 日程第9 議案第9号を議題といたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局農地班長 議案第9号 農地法第5条の規定による許可処分の取消願について。下記のとおり農地法第5条の規定により許可処分取消願の提出があったので、県への通知について審議を求める。令和元年5月8日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

議案の内容を説明いたします。

整理番号1番、申請書記載誤りのため取消をするものであり、議案第6号 整理番号63番にて、改めて権利の内容を地上権設定として申請したものでございます。

以上、1件でございます。

審議のほど、よろしくをお願いいたします。

議 長 次に、事前審査会の報告をお願いします。

第1班 班長 林 藤江委員。

15番林委員 事前審査の審査結果について、報告いたします。

提出されました農地法第5条の規定による許可処分の取消願いは1件であります。

案件については、書類等により審査を行った結果、農地法第5条の規定による許可処分の取消が妥当であるとの結論に達しました。

詳細につきましては、担当農業委員より説明をお願いいたします。

議 長 次に、担当委員の意見であります。私の案件でありますので議事進行上、事務局

より意見の代読をお願いします。

事務局 代読いたします。

整理番号1番について、ご説明申し上げます。

本件は、平成31年3月22日付けで、太陽光発電施設用地の許可を受けているものでありますが、権利内容が地上権の設定であるところ、所有権の移転と認識誤りをして申請したため、取消しをし今回改めて申請し直すものです。

以上、審議のほどよろしくをお願いします。

議長 これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第9号は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。

よって、議案第9号は、取消相当として進達することに決定いたします。

---

#### ◎日程第10 議案第10号

議長 日程第10 議案第10号を議題といたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局農地班長 議案第10号 香取市農業振興地域整備計画の変更に関する意見について。農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第2項において準用する同条第1項の規定による意見について審議を求める。令和元年5月8日提出、香取市農業委員会会長 伊藤寛。

議案の概要を説明いたします。

整理番号1番から5番で、ページは87ページから88ページです。すべて除外申請であります。

整理番号1番、事業計画は専用住宅用地・資材置場用地です。

申請地の農地区分は、第1種農地であります、不許可例外事由Iに該当します。

整理番号2番、事業計画は農家住宅用地です。

申請地の農地区分は、第1種農地ではありますが、不許可例外事由Iに該当します。

整理番号3番および4番、事業計画は専用住宅用地です。

申請地の農地区分は、第1種農地ではありますが、不許可例外事由Iに該当します。

整理番号5番、事業計画は太陽光発電施設用地です。

農地区分は、第2種農地に該当します。

以上、5件でございます。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議 長 次に、事前審査会の報告をお願いします。

第1班 班長 林 藤江委員。

15番林委員 事前審査の審査結果について、報告いたします。

香取市農業振興地域整備計画の変更に関する案件は、5件であります。

整理番号1番から5番の案件につきまして、写真および書類等で審査した結果、転用が可能な第1種農地例外規定および第2種農地に該当することから、問題がないとの意見でした。

よって、香取市農政課へ「問題なし」で意見進達するとの結論に達しました。

詳細につきましては、担当農業委員より説明をお願いいたします。

議 長 次に、担当委員の意見をお願いします。

整理番号1番について、1番 林 浩委員。

1番林委員 整理番号1番について、木内推進委員と現地調査等を行った結果を説明申し上げます。

場所の説明をいたします。

〇〇〇〇終点から東へ〇〇メートル位の所です。

事業計画者は、現在実家で暮らしておりますが、子供・孫の成長に伴い手狭となったため、専用住宅を建築する計画をしたものです。

なお、隣接農地所有者の同意もあり、事業計画、各書類とも適切であると思われることから、農振除外がなされた場合の転用計画として、特に問題はないと判断しました。

以上、調査報告を終わります。

議 長 整理番号2番について、2番 平川君子委員ですが、本日欠席により事務局より意見書の代読をお願いします。

事務局 代読いたします。



事務局 代読いたします。

整理番号5番について、現地調査等を行った結果をご説明申し上げます。

場所は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇である〇〇〇の〇〇〇から、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇を〇〇方面に〇〇メートルほど進み、そこから左側に〇〇メートルほど入った場所になります。

事業計画者は、申請地を有効活用し安定した収益を得るため、太陽光発電施設を設置する計画をしたものです。

なお、隣接農地所有者の同意もあり、事業計画、各書類とも適切であると思われることから、農振除外がなされた場合の転用計画として、特に問題ないと判断しました。

以上、調査報告を終わります。

議 長 これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第10号についての意見は問題なしとすることに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第10号についての意見は、問題なしとすることに決定いたします。

---

#### ◎日程第11 報告第1号から報告第4号

議 長 これより報告事項に入ります。

事務局から説明を求めます。

事務局農地班長 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について。下記のとおり農地法第18条第6項および農地法施行規則第68条の規定による解約等の通知があったので報告する。令和元年5月8日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

通知は3件です。

報告第2号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の中途解約に係る通知について。下記のとおり農地法第18条第6項および農地法施行規則第68条の規定による農用地利用集積計画(中途解約)の通知があったので報告する。令和元年5月8日提出、香取市農業委員会

会長 伊藤 寛。

通知は37件です。

報告第3号 農地法施行規則第29条第1号に関する農地転用の届出について。下記のとおり農地法施行規則第29条第1号に関する農地転用の届出があったので報告する。令和元年5月8日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

提出は2件です。

報告第4号 農地法の許可を要しない農地等の権利取得の届出について。下記のとおり農地法第3条の3第1項の規定による届出があったので報告する。令和元年5月8日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

届出は2件であります。

---

◎閉 会

議長 以上、上程いたしました議案はすべて審議が終了いたしました。慎重なる審議に対しまして、厚くお礼申し上げます。

本日の総会は、これをもって閉会といたします。誠にありがとうございました。

閉会 午後 4時54分

上記の会議の顛末を記載し、その相違なきことを証するために署名する。

議 長

署 名 人

署 名 人